

鳥取県告示第207号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第19号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第246号（鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 入園料

区 分		金 額	
個人	中学校の生徒	1人1回につき	200円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	500円
団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	中学校の生徒	1人1回につき	180円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	450円
団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	中学校の生徒	1人1回につき	160円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円
学校行事	中学校の生徒	1人1回につき	100円
	高等学校の生徒	1人1回につき	250円
	学生又は一般人	1人1回につき	上記個人料金又は団体料金

(2) キャンプ場利用料

区 分		金 額	
宿泊する場合	児童又は中学校の生徒	1人1泊につき	120円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1泊につき	240円
宿泊しない場合	児童又は中学校の生徒	1人1日につき	60円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1日につき	120円

(3) キャンプ用品貸出料

区 分	金 額	
キャンプ用テント	1張1日（宿泊する場合は、1張1泊）につき	400円
プロパンガスセット	一式1日（宿泊する場合は、一式1泊）につき	400円
鉄板	1枚1日（宿泊する場合は、1枚1泊）につき	200円
バーベキュー用網コンロ	一式1日（宿泊する場合は、一式1泊）につき	300円

(4) 工房利用料

区 分		金 額	
砂の工房	本焼き	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき 300円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円
	スクラッチ	幼児、児童又は中学校の生徒	1個につき 150円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1個につき 250円
	楽焼き	幼児、児童又は中学校の生徒	1個につき 50円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1個につき 100円

木工工房（工 具を利用する 場合）	木工	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき	100円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	150円
	ガラス細工	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき	50円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	100円

(5) 乗物利用料

区 分		金 額	
変形自転車		1人1回につき	100円
バッテリーカー	メロディペットミニ	1人1回につき	200円
	メロディペットミニ以外のもの	1人1回につき	100円
周回コースバッテリーカー		1人1回につき	200円
サイクルモノレール		1人1回につき	100円
レールトレイン	満3歳から中学校に入学するまでの者	1人1回につき	100円
	中学校若しくは高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	200円

2 承認日

平成21年3月19日